

うらやす健康・元気コンソーシアムに関する協定書

浦安市、並びに、千葉県立浦安南高等学校、NTTコミュニケーションズ株式会社、大塚製薬株式会社、医療法人社団城東桐和会及び社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下、浦安市以外の協定当事者を「参画団体」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、浦安市が、参画団体を募り、うらやす健康・元気コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設立し、浦安市及び参画団体が相互に連携及び協力した活動を推進することにより、市民の健康増進と地域の一層の活性化を図り、市民の健康と都市の健康を構築することを目的とする。

（連携事項）

第2条 浦安市及び参画団体は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力をする。

- (1) 健康に関すること。
- (2) スポーツに関すること。
- (3) 福祉に関すること。
- (4) 医療に関すること。
- (5) 教育に関すること。
- (6) 文化に関すること。
- (7) その他地域の活性化に関すること。

2 浦安市及び参画団体は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。定期的な協議に関する必要な事項と連携及び協力の実施方法等具体的な実施事項については、浦安市及び参画団体が協議の上、別途定める。

（入会）

第3条 新たな団体の入会については、浦安市に対して書面による申込みを行うとともに、浦安市及び参画団体の承認を必要とする。

（退会）

第4条 参画団体のいずれかが退会する場合は、浦安市に対して書面による届出を行うとともに、浦安市及び参画団体の承認を必要とする。

（費用）

第5条 コンソーシアムの会費は、原則として無料とする。

2 コンソーシアムの事業実施に伴い費用が発生する場合は、個別事業ごとに当該事業の当事者間で協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第6条 浦安市及び参画団体のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度浦安市及び参画団体による協議の上、浦安市及び参画団体全員の合意により、本協定の内容の変更又は解除をすることができるものとする。

（守秘義務）

第7条 浦安市及び参画団体は、本協定に基づく連携及び協力の検討並びに実施により知り得た他の当事者の秘密情報を漏えいし、又は当該当事者の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第8条 浦安市及び参画団体は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 浦安市及び参画団体は、他の当事者に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 浦安市及び参画団体は、他の当事者が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該当事者に対して何ら通知をすることなく直ちにコンソーシアムから退会させることができる。

（期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、浦安市及び参画団体が書面により特段の申出を行わないときは、当該特段の申出を行わなかった当事者間において、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、浦安市及び参画団体が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、浦安市及び参画団体が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月27日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

千葉県浦安市高洲九丁目4番1号
千葉県立浦安南高等学校
校長 後藤光康

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
NTTコミュニケーションズ株式会社
執行役員
ヒューマンリソース部長 山本恭子

東京都千代田区神田司町二丁目9番
大塚製薬株式会社
首都圏第一支店
支店長 池内呉郎

東京都葛飾区新小岩二丁目1番1号リーフコンフォート新小岩3階
医療法人社団城東桐和会
理事長 岡本和久

静岡県浜松市中区元城町218番地26
社会福祉法人聖隷福祉事業団
理事長 青木善治